

マイホームを欠陥から守る

# 「住宅かし担保履行法」をご存知ですか？

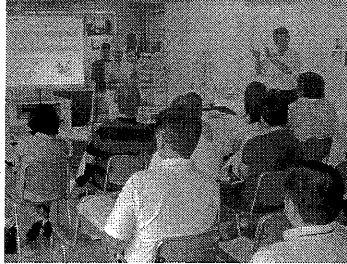


10月1日から「住宅かし担保履行法」がスタート。  
これからは安心して、住まいの購入ができるぞ！

マイホーム取得に向けて

## 太田で専門家によるセミナー実施

「住宅かし担保履行法」について学ぶ住宅セミナーが8月22日、太田市の上毛新聞マイホームプラザ新太田会場で開かれた。群馬弁護士会所属・おこのぎ法律事務所の小此木清弁護士が、住宅購入者を取りまく背景や、新築住宅を供給する事業者に対し保険や供託を義務付ける「住宅かし担保履行法」のポイントを解説。建築中の施主やマイホーム購入



8月22日当日のイベント会場の様子

予定者など、約30名が耳を傾けた。参加者からは「契約時の注意点」や「供託額の有無」など真剣な質問が投げかけられた。

住宅かし担保履行法の説明会をしました

## 住宅かしに対する補修に備えて

地震や台風にも負けない住宅構造を確保するために、建築・購入の際、業者から保険・供託の証明を確認して下さい。住宅のかしに対する補修に備えるためです。かし保険があれば、中間検査を受けられます。建築途中の施工変更には、業者から変更書面を受け取りましょう。保険による検査報告書や変更書面が、後日の弁護士会による紛争解決に役立つからです。そして、もしものトラブルに備え、事前に一括で支払わず、工事に応じた分割払いが望ましいです。



小此木 清  
群馬弁護士会所属  
おこのぎ法律事務所

## 博士の住宅かし担保履行法講座

タクオ：僕たちもそろそろ家を買ってもいい頃だね。

スミコ：いいわねえ、ついに夢のマイホームね。

タクオ：とうとう僕も、一国一城の主になるのかあ...

博士：楽しそうなのはよいが、住宅の欠陥があった時に備える保険のことは、ちゃんと知っているかな？

タクオ・スミコ夫婦：え、保険って！？

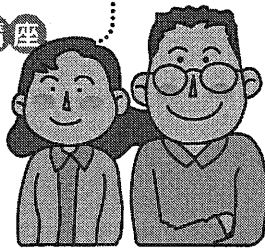
博士：住宅については、ここ数年いろいろとあったのは知ってるじゃろ。消費者を守るために「住宅かし担保履行法」という新しい法律ができたのじゃ。この法律で、保険について定められているのじゃ。

スミコ：その「住宅かし担保履行法」って、何なの？

博士：家が傾いたり、雨が漏ったり、といった欠陥(かし)があったときに、事業者が倒産していても、消費者が補修に必要なお金を受け取れるよう、保険(住宅かし保険)に入るか、保証金を預けること(供託)を義務付ける法律じゃ。

タクオ：この間相談に行った事業者は何もいってなかったなあ...

博士：一生に一度の大きな買い物じゃから、右のチェックシートを見て、事業者にしっかり確認するのがよいぞ。もし困ったことがあったら、相談専用電話(03-3556-5147)に連絡する方法もあるぞ。



保険はこんな内容じゃ



〈 保険 の 内 容 〉

保険料	戸建住宅だと6~8万円程度
支払われる保険金の上限	2000万円まで (オプションで2000万円超あり)
保険金支払いの例 (※主観度時等)	1000万円の補修費用が必要な場合の 保険金支払額 1000万円 - 10万円 <sup>※</sup> = 990万円 ※戸建住宅の場合、10万円の免責額が設定されます
対象となる費用	補修に要する費用等(引越代や仮住居費、調査費なども含まれます)

## 契約のときに確認しましょう

### 住宅かし保険に加入の場合

- 契約書に保険の内容について記載されていますか？
- 保険は住宅専門の保険会社の「住宅かし保険」ですか？

### 保証金供託の場合

- 契約の前に、供託の内容、時期について住宅事業者から説明はありましたか？
- 契約書面に供託の内容についての記載はありましたか？

保険か供託か、わからないときは、必ず確認を！

チェックシートを活用しよう



国土交通省  
住宅局住宅生産課  
TEL 03-5253-8111

# まんがでわかる「住宅かし担保履行法」

まんがでわかる「住宅かし担保履行法」  
平成27年10月1日スタート

無料配布中

B5判・20ページ  
監修：国土交通省 住宅局住宅生産課/総合政策推進課・不動産課  
発行：財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

## この小冊子をご希望の方は

【まんがでわかる「住宅かし担保履行法」希望】と、ハガキに書き、住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、ご郵送ください。

財団法人  
住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町6-26-3  
上智紀尾井坂ビル5階

※お一人さま一部に限りです。  
※ご記入いただいた個人情報は本冊子の郵送のみに使用します。

本冊子は、ホームページからダウンロードすることもできます。

住宅紛争    
<http://www.chord.or.jp>

住まいに関するどんな事でも気軽に相談ください

相談専用電話 TEL 03-3556-5147  
午前10:00~12:00 午後1:00~5:00 土・日・祝日・年末年始休み

このマークで住まいの安心を確認



住宅専門の保険会社によるこの保険は「住宅かし保険」といいます。このマークは住宅かし保険に加入していることを示しています。現場検査の実施や、確実な補償などマイホームの安心が広がります。